

Title	旧中村藩の報徳仕法と産業組合
Sub Title	
Author	瀧本, 誠一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1923
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.17, No.2 (1923. 2) ,p.177(19)- 196(38)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19230201-0019">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19230201-0019</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

せしものがなかつた爲めに此の事業は多く發展しなかつたのである、但、サント、ドミンゴーに於けるウエルザー家の經營者が經驗に富む一獨逸の鑛山夫を有せしことは同方面に於ける鑛山業の有望なることを明かにするに至り、茲にサント、ドミンゴーに於けるウエルザー家の代表者と技術的方面を分擔せし獨逸の鑛山夫とサント、ドミンゴーの一住民との間に一種の企業組織が成立するに至つたのである、而して此サント、ドミンゴーの一住民の名稱は元より明白ではないが、此方面の研究者たるヘブラーの推定する處によれば(一)其人は同市の市政に參與せしフランチスコ、ダヅィラで、あると云ふことである、斯くの如くウエルザー家の企業が技術者以外に土着の人士を加へたことは之れによりて西班牙人の嫉妬心を除かんとせし同家の巧妙な商業政策の一端を示せしものである、次に此企業が如何に繼續せしやに就きてはウエルザー家の營業報告の中に商品としての銅が時々散見する以外には何等、確實なる史料の徴す可きものなく、又、コトイの鑛山に就きては之れに經營が約十ヶ年繼續せしこと、同時に其鑛床が極めて豊富なりしことは、之れによりて同家は非常なる利益を獲得せしものと信せらるゝのである。

## 舊中村落の報徳仕法と産業組合

瀧本 誠 一

徳川時代の末年に二宮尊徳を中心として關東各地方に行はれたる所謂報徳仕法なるものは、多くは單純なる救済制度であつて、今日の意味に於ける産業組合とは稍やその趣を異にして居るのである、今日の産業組合は小さくても大きくても、兎に角資本家の組合であつて、其の目的とする所は進んで大に何等かの營利事業を爲さんとする積極的の機關であるが、報徳仕法の主要の點は或る一定の地域某村某郷など(一)に於ける民俗を徳化して遜讓勤儉の美風を涵養し、以てその物質上の窮困を救済せんとするに外ならざるのである、故に報徳主義を奉ずる者は彼等が所謂「分度」なる事を嚴守し、各自其の天分、即ち人々の既往十年とか十二年とか、一定の期間を限り、其の年々の純收入を通算して之を平均したる數を以て其の人の天分と定め、此の天分を基礎として支出を制する事を「分度」と稱して(二)三宮尊親氏の報徳

分度論を見るべし)此の分度の範圍に於て財政を差略するのが、彼等の主眼とする所である、然らば報徳仕法の目的は産業組合のソレの如く積極的にあらずして寧ろ消極的なれば此の點に於いては二者の間に、勿論大なる差異あるに似たりと雖も、而かも其の實際に於ては何くにも原野荒蕪地を起し、耕耘培養を精にし、道路水利を便にする等皆その事業の主要なるものとして經營したることなれば、報徳仕法は必ずしも消極主義を專一とするものにあらず、其の施行の事蹟より之を視れば今日の産業組合と略、其の仕事と同じくしたるものである、故に報徳仕法を施行したる組合を以つて今日の産業組合と同種の組合と認め、兩者の歴史的傳統系圖に於ては相互の間何等の因果關係なきに拘はらず、其の成立の形式を同じくするものとして、之を觀察するは強ち牽強附會のことにあらざるが如し。

明治維新後、報徳主義の最も盛に行はれて實際又大に成績の舉りたる地方は云ふ迄もなく、相豆駿遠の四州であつて、就中遠州には有名なる岡田良一郎氏ありて熱心に此の主義の宣傳に努力し、學說に於ても實行に於ても遠州を以て其の根據地とするの狀況であることは世人の周知する所なるが、其の以前幕末の頃までは

報徳の發祥地たる相州小田原附近と野州芳賀郡物井村に於ける宇津氏の所領、烏山、矢田部地方及中村藩相馬氏の領内などが此の主義の成績最も顯然たりし所であつたのである、嘉永の初年岡田氏が始めて二宮翁の學說を聞いて之に従事したる前豆州葦山の代官江川太郎左衛門の配下に町田時右衛門なる者あり、慨然として農村貧民の救済を思ひ立ち、屢々官に請ふて其の職を辭し、處々方々を巡視して報徳仕法の事蹟を調査したる由なるが、其の時同人が其の筋へ呈出したる報告書に依れば、此の仕法の最も能く行はるゝ所は相州足柄上郡に於ける數ヶ村の外には高井石見守の知行所なる同州大住郡片岡村と、甲州八代郡成田村なる佐々木道太郎の支配所との二個所であつて、其他には磐城國に於ける舊中村藩の領内高六萬石餘の村々であるが、報告者は特に此の中村領の報徳仕法の成功を稱揚し、其の發起の指導者たる富田久助氏(二宮尊徳の門人)が之を思付きたる動機を記述してコウ云つて居る。

富田久助は今(嘉永の初)より二十年前生國相馬を出て、江戸に來り聖堂に入つて學問の修業を爲し、彼此八九ヶ年間晝夜懈らず、勉學の結果遂に肺病に罹りて某

醫師の治療を受けつゝありしが、此の醫師は野州なる宇津氏知行所の者にて同地方は従來百姓皆非常の困窮に陥りて年々離散轉退する者多く、隨て田畑は七八分通り荒れ果て、悲慘の状態を呈したりしに數年前小田原より二宮金次郎と云ふ人來りて救濟の仕法を立て、より荒地の復舊は勿論の事數年間嵩みたる借財なども皆悉く返濟して今は各村何れも富み榮へて村民一統に安堵し居ると云ふことを、右の醫師より聞込みたる久助は痛く感動し、自分が聖堂に入つて學問修業に志したるも、全く主家相馬家の百姓を救濟し、上下安泰の道を開かんとの心願なれば、斯る大人物の現在すると聞くからには兎も角も面會して其の教を乞はんとて、ソレより醫者を伴つて野州櫻町の陣屋に到り金次郎に面會を求めたるに、其の當時宇津氏の所領内に於ける報徳仕法の成績を聞傳へ、近隣各地の領主例へは青木村の川副勝三郎、谷田部の細川長門守、鳥山の久保佐渡守、下館の石川近江守等皆何れも家老用人など金次郎の役所なる櫻町の陣屋へ派遣して報徳仕法傳授中なりしかば同所は非常の大煩忙にて金次郎は個人の資格で唐突に尋ね來りたる久助に面會の暇もなく、再三の懇請を卻けて逢はざりしも、久助は少しも屈する色なく尚ほ醫者を介して懇々頼み込み、數十旬數個月滯留して居つても、是非一度面會して高教に預り度しと如何にも熱心の様子顯はれたるより金次郎も痛く其の志に感じ數日の後面會を許るし、遂に門下に入つて報徳の奥儀を聞くことを得たりしかば久助は昔年の宿志を遂げたりとて、是れより約十個年金次郎に隨從して報徳の仕法を學つたことである。(町田時右衛門申上書に據る)

久助は報徳の仕法を悉く授かつて江戸に歸り、相馬家の執政草野半右衛門に謁して金次郎の仕法の効果顯著なることを極力説明して、彼が所謂安民法を其の國に實行して領民の困窮を救濟すべきことを勧誘し、遂に半右衛門の容るゝ所となりて、彼は直に人を櫻町に遣はし、久助を介して金次郎に相馬家一藩内(即ち中村藩)の經濟立直しの件を委任したれば金次郎は久助を代人として總ての仕法を同人に授け、彼をして己れに代はつて安民法を實行せしめたのである、中村藩はこの法を施行してより數年ならずして、着々と其の成績を擧げ、徳川氏の末年に於ては關東及奥羽の諸藩中第一の治蹟ありとて世上に稱賛せらるに至つたのであるが、余は今茲に其の仕法の大要を掲げて實行手續の一斑を示さんとす。

相馬氏の舊領は標葉<sup>シネバ</sup>、行方<sup>ウツカ</sup>、宇多の三郡にして總て貳百貳拾六個村あり、正徳享保年間には於ては田野大に開け、人口九萬餘ありて納租米の額十七萬餘俵に及びて頗ぶる富庶の地と稱せり、然るにその後奢侈遊惰の弊起つて漸次衰微の兆を呈したる際、偶ま例の有名なる天明年間の大飢饉に遭遇して餓死者非常に多く、戸口俄かに減少し、正徳の前、延寶元祿の頃に比すれば戸數九千、人口五萬四千餘、馬一萬貳千頭餘を減少して田畑は大半荒廢に歸し、降つて文化年間に至つては人口纔かに三萬餘、租米五六萬俵に過ぎずして領民一般に疲弊の極に陥りしかば藩主益胤氏大に之を憂へ、百方挽回策を試みたるも更らに其效果の無かりしより遂に前記の如く草野半右衛門の議を採用し、富田久助を呼寄せて金次郎の意見に基く報徳安民法を實行せしめたのである、久助乃ち先づ金次郎に就て相馬家財政整理に關する詳細の仕法を協議し、例の分度法を確立するの主趣に依り、先づ取り敢へず寛文五年を以て計算の起點とし、ソレより弘化元年まで一百八十年を期間となして之を三周度に分ち、六十年宛を以て一周度となし、其の各周度の間に於ける財政上の状態を精密詳細に調査し、而して此の三周度を天地人の三位に配し、天一周度平均の

租入十四萬七十九俵を以て盛安の時となし、人一周度平均の租入十一萬八千六百四俵を以て中庸となし、地一周度平均の租入六萬三千七百九十三俵を以て衰危の状態となし、又右一百八十年間三周度の租入を平均したる十萬七千三百十二俵は盛衰安危の兩端を去り、過もなく、不過もなく、天命自然中庸の數にして永世經濟の大極と定め、之を大體の標準規範とするのである、然れども時に盛衰あり年に豊凶あれば又之に對しても相當の準備なかるべからざるが故に如上の三周度を更らに中分して、寛文五年乃至寶歴四年の九十年間に於ける租入の平均年額十三萬八千二百七十七俵を假りに陽の數と稱し、寶歴五年乃至弘化元年の九十年間に於ける租入の平均年額七萬六千三百四十九俵を陰の數となし、而してこの陰數に天保六年より弘化元年に至る十年間の租入を加算して、一百年間を平均したる年額六萬六千七百七十六俵を以て弘化二年報徳仕法の實行に着手する年より尙後十年間に於ける財政の分度と定むるの仕法となし、現に弘化元年の租入は七萬八千三百九俵あつて分度の定額に超過すること一萬一千五百三十三俵なれども、相馬家にては曩きに文化年度以來古復料と唱へ荒蕪地の開墾、新戸の取立、貧民の子の



養育、道路堤防の修築、凶荒の豫備、其他養老米など年々一萬餘俵の支出を要したるを以て是等は從來の如く之を繼續して右分度以外の剩餘米一萬一千五百三十三俵の内にて支出することとなし、今後安民法の施行に依つて租入を増加したるときは其の増加額は下記に述ぶる「郷村仕法」の經費に充當し、根本の分度は爾來十年毎に改定上進せしめ、未來の一週度六十年の後には過去の天周度に復古して十四萬七十九俵の租入となし、上下盛安の域に達せしめんことを期するのであつて、此の計算書即ち豫算を爲政鑑と稱して違背することを許さるのである。(明治十三年内務省勸農局派出委員の報告に據る)

右に述べたる安民法は主として相馬家の財政整理を目的とするものなれども此の仕法の旨趣は矢張各村々へも推及するのであつて村方の疲弊、村民の窮困を救済するには、皆この仕法を標準として、各、進んで自ら實行することを獎勵したのである、之を稱して郷村仕法と云ふのであつて此の仕法が即ち安民法の根本なるが故に報徳主義の效果如何は領主領家の財政整理よりも寧ろ此郷村仕法の實行如何に歸着するのである、然るに相馬家にて報徳安民法の實行を金次郎に委頼し

たる當時(弘化元年)に於ては前にも云へる如く相馬領の各村は貧窮の極に達して迎も自ら進んでこの仕法を實行するの見込なかりしより當局にては之が爲め委員數名を村々へ派遣して事實村民を指揮督勵して實行の責に任じ、先づ第一着には報徳の教に依つて孝悌力田を勵まし、水利を通し溝洫を開らき、荒蕪原野を開墾し、道路橋梁を便利にする等の事項に従事するのであるが一般の獎勵法として仕法着手の初め村民を一所に招集し、投票を以て模範となるべき篤行力田の良農を撰舉して之に賞譽を行ふのである、其の法はソコに集りたる村民一同に記名の紙票を交付し、其の紙票の上部の空白の所へ、村中に於て操行最も敦厚にして農業に精勵する者と思ふもの、姓名を記入せしめ、封して之を差出さしむるのであるが、其の時委員は投票に關する心得方を口演し、投票する者は誠心誠意を以て自己の信ずる人を撰べ、他人と相談することを許さず、私情を挾んで愛憎の念を抱く可らず、威權を恐れて所信を枉ぐる勿れと嚴命して夫れ、投票を爲さしめ、やがて集りたる紙票を點檢して一々之を簿冊に登録し、得票最も多き者を第一とし、次點を第二とし、又其の次きを第三となし、此の三人を當撰者として各、其の得票一票毎に

金二十五錢と定め、夫れく得票の積數に相當する金額に鍬一挺鎌二挺を副へて之に給與し、又第一の得點者には別に産業資金(相續手段金と云ふ)として無利子五ヶ年賦にて金拾圓を、第二の者には同七圓五十錢を貸與し、安民法執行中は毎年一回必ず此の賞與を行ふ筈なりと云へり。

又村中にて篤行力農の聞へある者不幸にして疾病其他の災厄に遭ふて困難しつゝあるとき、若くは又父祖の遺債を負ふて償却に苦しみつゝある困窮者などに對し、毎年春季に一回づゝ此の村中投票を行はしめて其の當撰者に、每一票に米一斗の割合を以て其の得票の總數に乗じたる米額を給與して之を救助する事あり、又右等の困窮者中その居住の家屋壞れて雨露を防ぐに力なき者あるときは毎春村内二三戸を限りて之を補修しやる事となし、矢張投票を以つて其の補修を受くるものを定むるのであるが、又時としては農馬を與へ農具を給し、厩灰小屋を造作するなども此の村内投票を以てするを例規とす。

村民に於て其の二三男を分籍せしめて新に荒蕪地を開墾せしむるときは其の種を仕付けたる年より鍬下年季を付し、冥加米一反歩に付三斗二升宛を納めしむ

るも、其の分籍の初めには家作料十圓乃至十五圓、及夫食米十俵宛を給與する事とす、尤も此の補助制度は相馬領一般の慣例であつて報徳安民法を行はざる村方にも之を適用して夫れく補助を給與したのである、又本戸の農民(分籍しない)に於て新たに荒蕪地を開墾する者には田方一反歩に付賃金一兩(弘化嘉永の頃は本文の通なりしも其の後に至り二兩に引上げたりと云ふ)を給與したるを以て農間にては之を壹兩金開發と稱したこの事であるが此の給與を受けて開墾したる者は年々三斗二升宛の報徳米を納めしめ、此の規定も亦一般の慣例として領内各村に及ぼしたりと云ふ。

如上記述の外、郷村仕法の中には種々細密なる規定あり、其の中非常圍積立金、永久相續仕法、義倉積立米などに關する規定の如きは何れも能く行届きたるものなれども此の安民法即ち郷村仕法を實行するに於いて特に注意に値ひする面白い法は彼等が所謂「巻揚げ」と稱する事柄である、巻揚げとは郷村仕法を實行しつゝある村中に於て或る一二のものが國法を犯すか、若くは其他の不都合ありたるときは派出されたる委員は直に安民法の執行を中止して其の村を引上げることと云

ふのであるが、此の卷揚げの法は安民法の實行上最も多大の効力あるものゝ由なるが、報徳社中の説明に依れば、二宮尊徳が其の安民法を施行するには専ら孝悌忠信の道を教へ、不善を爲し悪行を敢てする者をして其の固有の良心に反省せしめ、各自ら競つて其の本業に従事し、善を行ひ悪を耻るの風を涵養し、村内舉げて一人の犯罪者なからしめんとするのである、然るに村内猶徳化に向はずして或は博奕をなし或は國法を犯す者ありて、一村悉く善に歸せざれば、毎戸安榮を得ること能はず、百戸の村一民其の所を得ずして亡滅の禍に罹らば、残る九十九戸の共に憂ふべき所である、何となれば一村は一身全體の如し、一身中何れにか負傷する所あらば全身之が爲めに苦痛を感ぜざるを得ず、故に互に惡を戒め善を勧め、相共に安泰の地に至らんことを期するは一村全體の怠る可らざる要務なるべきに、其の村中に惡業を改むること能はざる者あらば之に恩澤を施し教化を布き、衰弊挽回の仕法に努力するも到底徒勞に屬するを以て斯くの如き村には安民法を行ふこと能はずと云ふのが、卷揚げの主意であるが、相馬領内に於て安民法の實行を希望せる村々にては痛く此の卷揚げ處分を恐れ、不善者一人の爲めに一村舉げて再興の澤

に浴すること能はず、轉た益、不幸の域に沈淪するは一同の忍ぶ能はざる所なりとて相互に警戒して其の志操を勵ますより村中自然と徳化の行はるゝに至り、相馬の領内報徳安民法を施行したる百〇一村中卷揚げに逢つて中止せられたるは行方郡中の太田村、宇多郡中の小泉、程田兩村のみなりしが此の三個村も亦其の後全く悛改の實を示し、再願に依つて仕法の實行を許し、各村悉く此の仕法に依つて救濟復興の實を挙げたりと云ふ以上數項報告書に據る、今左に掲げたる安政五年北郷横手村より届出でたる非常圍積立金取調書の寫を一讀して見れば其の當時の「郷村仕法なるものが如何なるものであつたかは自ら明かであらう。

## 郷村圍積立金取調帳

非常圍金取調之事

金壹百兩

右當村方の儀、連々人少困窮仕、別て天保己申兩度の大凶荒、饑饉以來必至と差詰り、此儘相流連候はゞ、往々退轉仕候外有御坐間敷哉と、一同途方に暮、歎息罷在候處格別之以御仁惠、荒地開發、窮民御撫育、借財返濟、雖村御取直、舊復永安の御主法被仰出、宇多郷成田坪田兩村御趣法奉感動、去る弘化己巳年積米金を以て、誠意奉歎願、御發業被成下置數年の



情風致<sup>二</sup>變<sup>一</sup>、勤農仕候趣當村一同深奉<sup>二</sup>感服<sup>一</sup>、向未年より村内申合積米仕、且農業の餘力を以て、毎月日掛繩索相勵奉<sup>二</sup>歎願<sup>一</sup>候處奇特に被<sup>二</sup>思召<sup>一</sup>、去る嘉永三戊年二月、出格之以<sup>二</sup>御憐愍<sup>一</sup>、右主法御發業被<sup>二</sup>成下<sup>一</sup>、以來年々御趣意筋、微細に御教誨被<sup>二</sup>成下置<sup>一</sup>、孝養人者勿論、平生農業致出請、心掛宜敷、村の爲にも相成候奇特人、村方一同の日鑑を以て少しも無<sup>二</sup>依怙<sup>一</sup>、眞入札被<sup>二</sup>仰付<sup>一</sup>、落札の者共へ夫々次第を以、御褒美金并農具被<sup>二</sup>下置<sup>一</sup>、其上暮方取直之爲、報徳金無利子、五ヶ年賦拜借被<sup>二</sup>仰付<sup>一</sup>、屋根大破、雨露の凌も出來兼、難澁罷在候者、同様入札之上、新規屋根替、被<sup>二</sup>下置<sup>一</sup>、困窮民始水火病難等にて難澁罷在候者、是又入札之上、御救米被<sup>二</sup>下置<sup>一</sup>、或は新家作、厩便所御普請被<sup>二</sup>下置<sup>一</sup>、或は農馬并家作料又者借財返濟の爲、報徳金無利拜借被<sup>二</sup>仰付<sup>一</sup>、或は荒地開發は勿論、新古數箇所之堤用惡水廻、道橋川除御普請被<sup>二</sup>下置<sup>一</sup>等に至る迄、種々莫大之蒙<sup>二</sup>御仁惠<sup>一</sup>、猶又今般此上村内にて差支候條々有<sup>二</sup>之候<sup>一</sup>は、可<sup>レ</sup>奉<sup>レ</sup>願<sup>レ</sup>旨被<sup>二</sup>仰付<sup>一</sup>、誠に以て九ヶ年の間、不<sup>レ</sup>容易蒙<sup>二</sup>御仁惠<sup>一</sup>、雖有恐入外に、可<sup>レ</sup>奉<sup>レ</sup>願<sup>レ</sup>條無<sup>二</sup>御坐<sup>一</sup>候間、外歎願之村方へ御主法御引移被<sup>二</sup>下置<sup>一</sup>候條奉<sup>二</sup>願上<sup>一</sup>候處奇特に被<sup>二</sup>思召<sup>一</sup>、每家御主法發端より農業之餘力を以相勵差上置候日掛繩索代錢、御下被<sup>二</sup>下置<sup>一</sup>、猶又年々不<sup>レ</sup>怠相勵候段、奇特に被<sup>二</sup>思召<sup>一</sup>、右積立候倍數、爲<sup>二</sup>御褒美<sup>一</sup>、被<sup>二</sup>成下<sup>一</sup>、都合金三百八拾一兩二分、錢二十一貫百文頂戴被<sup>二</sup>仰付<sup>一</sup>、猶又後年天變凶荒之砌、萬一饑渴之憂有<sup>二</sup>之候<sup>一</sup>ては、丹誠甲斐を失ひ候儀と、出格之以<sup>二</sup>御仁惠<sup>一</sup>、軒別一人に付、糶六俵宛之御割合を以、都合糶二千八百五拾俵非常御手當として御積み立て被<sup>二</sup>下置<sup>一</sup>、重々之御大仁恐入、冥加至極難<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>仕合<sup>一</sup>奉<sup>レ</sup>存候、右繩索積錢之儀は、御仕法歎願誠意之印迄、乍<sup>レ</sup>聊御勵、上納仕候處、不<sup>レ</sup>殘御下渡之上、倍數御褒美迄、頂戴被<sup>二</sup>仰付<sup>一</sup>候段重々奉<sup>レ</sup>恐入、右倍數

頂戴の内、非常の爲、積立日掛繩索の儀も是迄の通相勵、月々御陣屋元へ相納置、御趣意筋堅相守候儀は勿論本業専ら相勵、萬端質素便約を盡し、永久無難相續仕奉<sup>二</sup>安御趣意<sup>一</sup>度奉<sup>レ</sup>存候、右積立金名前取調奉<sup>二</sup>差上<sup>一</sup>候處、前書之通、聊相違無<sup>二</sup>御坐<sup>一</sup>候以上。

安政五戊午年九月

北郷 横手村

前記横手村の取調書は同村に於て非常に備ふる積金の事を主として上申したるものに外ならざるも、其の内容は郷村仕法の各事業に涉りて詳細に記載しあるが故に、之を以て他の郷村に於ける安民仕法の大體をも伺ひ知ることが出来るであらう、相馬領高六萬石の所で約半數の村方即ち一百餘個村に於いて此の仕法を實行して充分の成績を挙げたりとすれば相馬氏が之に依つて關東第一の善政を以て稱せられたるは固より偶然にあらざるが如し、報告書には明かに期間を示さざるを以て何年までの成績なるや判然せざるも、前記内務省勸農局派出員の報告書を見れば安民法施行以來の成績として掲げある事項は左の如し。

- 一、荒廢地及原野を起し返へし又は新に開墾したる分、水田一千四十町步餘、畑三百三十九町步餘にして其の經費は約二萬千八百八十圓(圓は舊貨幣を明治の新貨幣に換算したるものなるべきも如何なる割合に依りたるものなるや不明、以下同じ)

- 一、新古の溝渠を開鑿したるもの、中著明なるは八個所にて此の經費約一萬五千九百三十圓、其の外小なるものは無慮數百個所にて經費は約千六百九十圓
- 一、溜井堤を改造したるは其の工事の大なる分三十個所、内新築塘二十一個所にして經費は一萬六千五百四十八圓、舊塘を修繕したるは九個所にして經費は三千五百六十四圓、其の小なるものは六百數十個所に及び其の經費は一萬四千九百圓
- 一、孝悌力田の賞銀金六千六百七十圓
- 一、新家作を給與したること五百七十三戸にして其の經費約二萬五十圓
- 一、蓄穀倉廩を造りたるは五十二個所にして其の經費約二千六百圓
- 一、凶荒豫備の粉米七萬二千四百三十三俵
- 一、厩を造ること千五十三、灰小屋を造ること七百四十一、經費は總て一萬三百圓餘
- 一、窮民の賑恤は米一萬四千八百二十俵と現金三百二十圓
- 一、無利息年賦金の貸與額は二萬四百三十九圓にして同じく貸與米は一萬五千俵

以上の計算は稍や不明瞭にして精確に「郷村仕法」の成績を詳にするに足らず、又余が根據とする農務派出員の報告書は編纂の方法甚だ不完全にして藩制時代に相馬家の御仕法役所で經營したる事と、廢藩の後富田久助氏が興復社長の資格に依つて努力從事したる事と明確の區別を爲さず、去りとて弘化の初年に安民法を

施行したる以來興復社の創立即ら明治十年の頃まで繼續實行したるものとして前後一貫したる報告にもあらず、彼此年代期間の記載甚だ不備なるが故に前記事業成績の計算は全然中村藩の事業として見るべきものなるや疑ひなきにあらざるも、兎に角之に依つて二宮尊徳翁直傳の報徳安民法が徳川氏時代に於て最も顯著なる成績を立證したりと稱せらるゝ相馬領の實況の一斑を推測することが出来るであらう、余は明治十二年以來故品川彌次郎氏一派の人々が内務省を中心として盛に報徳主義を鼓吹せられたる効果は果してドンなことであつたか、又全然彼等の指導には與らずして獨立に發達しつゝあつた各地の報徳社(例ば相馬の復興社の類)が明治十二三年以後に如何なる進歩をなし如何なる成績を示したるか、將又現在全國各地に散在する數十百の報徳社が果して如何なる効果を收めつゝあるかは未だ詳かに之を研究するの暇なきも、單にその教祖尊徳翁の仕法に就いて之を批判すれば、其の事功の上に現はるゝ具體的の組織法は六つかしき名目に依つて言顯はさるゝも、其の實極めて簡單なる仕法であつて、古より誰れも彼れも口にして居る「量入制出」の外に出でないのである、而して唯ソレぎりならば尊

徳の教を待たずとも、何人も承知して居る所なるも、奈何せん、人間は善と知つて必ずしも善を行ふものにあらず、利と思つて常に利に就くものにあらず、感激警醒、憤然として自覺するにあらざれば容易に理智の命に従はないのである、故に尊徳翁の仕法は仕組そのものよりは徳化施恩の二點に重きを置き報徳主義を實行するには其の仕法を授くる指導者其人に於て先づ誠心誠意を以て事に當るの實を示し、身を正しくし行を直くして、専ら推讓謙退に出で、自ら他人を感動せしめ、所謂歴山之人皆讓、畔と云ふの境遇に至らしめざればその終極の目的を達することは出来ないのである、斯くの如きは日本と云はず支那と云はず古來東洋に於て政治經濟を談する者の皆口にする所なりしが尊徳翁は親しく之を其の身に行つて徳化の實を擧げんことを勉めたのである、然れども彼れは單に精神的の操行のみで一般下層の衆人を教化すること能はざるを知り、己れの仕法を實行せんとする邑民には其の領主たる者をして厚く恩恵を施さしめ、或は夫食を救恤し、或は貢租を輕減する等時々機會を見て物質的の給與を行ひ、以て邑民をして恩に感じ義に勇んで、甘じて其の命令の儘に心服せしむるの手段を廻らすの必要あるのである、徳

化の足らざる所には施恩を以てし、施恩徳化並び行はれて始めて報徳仕法の實を擧げ得るのである、故に老莊の徒に評せしめたらんには或は報徳主義は民を欺瞞するの術なりと云はんも知るべからざるも、兎に角邑民に此の素養を造り置かなかつたならば到底報徳仕法の行はれざることは明かであらう。

さてソコで現今の産業組合と報徳仕法(安民法)とは其の實際に於て行ふ所の事蹟に就いては二者略、其の迹を同くし、前にも述べたる如く或る意味に於ては確かに同一種類のものとして取扱はれざること勿論なるも、尊徳翁の主張に基く報徳主義は純乎たる Patriarchism (族長制度)にして保護保育が其の精神であつて實際相馬のソレの如く村民の投票制度など行はれて居つても原來個人の發意には餘り重きを置かないのである、産業組合は之に反し、組織經營の完備を主とし、個人を代表する組合團體なる機關に依つて各自の物質的利益を謀らんとするに過ぎないのである、一は封建の遺制なる倫理的經濟制度であつて他の一は現代式の契約的經濟制度である、何れが是にして何れが非、何れが利ありて何れが不利なるやは絶對的に之を批判すること能はざるも、尊徳翁の期待の如き立派な仕法が全國一般

若くは少なくとも國中の大部分に實行し得らるゝものとせば、族長制度であつても封建の遺制であつても其の名目の何たるを問はず、余は國民の爲め人道の爲めに結構此の上なしと信ずれども、各種利害關係の複雑したる現在の世の中に斯る精巧なる細工仕事の出來得るや否は何人も疑はざるを得ざる問題であらう、余は誠心誠意敢て尊徳翁に譲らざる眞個の社會主義者が正義人道を表榜して經濟制度の變改を叫びつゝあるも亦此の報徳主義のソレに異ならざるを信するのである。

## 舊約全書に現れたる社會思想(下)

高橋 誠 一 郎

### 六

モレシテ人ミカは適法に行はれつゝある社會的犯罪の概念を擱んで居つた。彼れは善を惡み、惡を好み、民の身より皮を剥ぎ、骨より肉を剔り、其の肉を食ひ、其の皮を剥ぎ、其の骨を碎き、之れを切りきざみて、鍋に入るゝ物の如くし、鼎の中に入るゝ肉の如くする。ヤコブの首領及びイスラエルの家の侯伯を特に指差して其の時代の社會的不正を叙述する。(米迦書第三章第一、二節)。「公義を知る可き」彼れ等は却つて「公義を惡み」、一切の公道を曲ぐるものである。彼れ等は血を以てシオンを建て、不義を以てエルサレムを建つる。ミカは賄賂を取りて審判を爲す首領、報酬を得て教誨を行ふ祭司、銀子を受けて卜占を爲し、而して神は彼れ等を保護す可きを信する豫言者を忌憚なく否議する。「是れに由りてシオンは汝の故に田圃と爲